

「令和 8 年熊本地震」により被災された皆様へ

修理を依頼する前にご確認ください！

被災した住宅の修理を支援する応急修理制度があります！

○災害救助法に基づく「住宅の応急修理」とは

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について応急的な修理を行い（対象部分の修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

※被災された方が修理業者にお支払いをした場合、対象外となります。

○対象者（いずれにも該当）

- 1 罹災証明書において「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。
- 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

○基準額

- 1 世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

- （1） 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯

757,000 円以内（消費税込み）

- （2） 準半壊の被害を受けた世帯

367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯当たりの額以内になります。

ただし、世帯ごとに必要最小限度の部分が異なる場合には、世帯ごとに対象部分を判断することになり、世帯ごとに 1 世帯あたりの額以内になります。

○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- （1） 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- （2） 内装に関するものは原則として対象なりません。
- （3） 家電製品は対象外です。

○手続きの流れは、末尾問い合わせ先へお尋ねください。

○申込時に提出していただく書類

- (1) 住宅の応急修理申込書
- (2) 住宅の被害状況に関する申出書
- (3) 罹災証明書（コピー）
- (4) **修理前の被害状況が分かる写真**
- (5) 修理見積書

修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください！！

カメラがない場合は、スマホで構いません。必ず修理前の写真を撮影してください！！

（一式とはせず住宅の部位ごとに内容、数量、単価が分かるようにして下さい）

- (6) 資力に関する申出書
- (7) 「住宅の応急修理」申込チェックシート

○応急仮設住宅に申し込んだ後に、応急修理制度に申し込むことはできません。

○応急修理期間中における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）等の使用

応急修理期間中に賃貸型応急住宅等を使用することができます。

- (1) 対象者は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な方となります。
- (2) 賃貸型応急住宅の入居期間は原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要があります。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。

※手続きについては、賃貸型応急住宅等の窓口（社会福祉課地域福祉係 32-1387）へご相談ください。

○同じ家屋に対して応急修理制度と公費解体制度の併用はできません。

○借家の取扱い

借家は一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

借家の所有者が応急修理を行うだけの貯金がない、一時的な借入れができず、修理ができないとは考えにくいですが、そのため、借家の応急修理については、所有者に資力がなく、応急修繕を実施できない状況にあるか否かを所得証明書やその他資料で厳格に確認したうえで、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができる場合があります。詳しくは末尾問い合わせ先にご相談ください。

※借家の所有者が法人の場合は、資力がないとは考えにくいため、応急修理の対象となりません。

【問い合わせ先】

宇城市 都市整備課 電話：0964-32-1694